

みずなみ健康21(第3次)(案)の方向性(案)

第2次改定版の評価

平均自立期間 ※	年度	H30	R1	R2	R3
	男性	78.6	78.6	78.9	79.6
	女性	83.7	84.1	83.9	84.3

※ 平均自立期間…健康寿命を表す言葉。「日常生活が自立していること」を健康な状態と定義し、高齢者の生涯の生活を要介護2以上とならない状態で生活することができる期間の平均値のこと

※ 国保データベースシステムより算出

その他目標指標は資料2の通り

課題

- ほとんどの指標が悪化
 - …特に高血圧の人、糖尿病を疑われる人、メタボリックシンドローム該当者等の値の悪化

みずなみ健康21(第3次)(案)の方向性(案)

基本的な方向

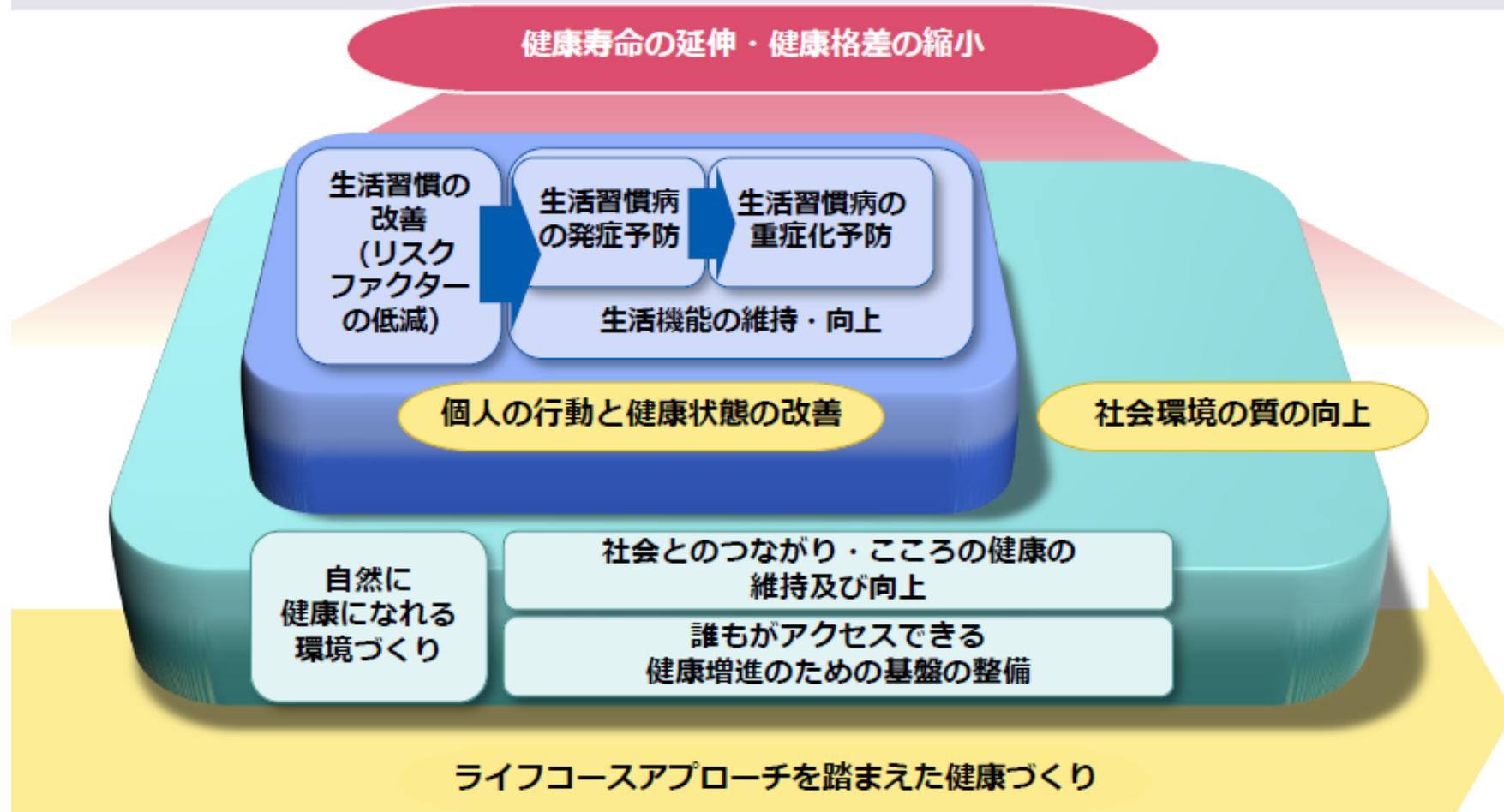
- 基本的な方向を①健康寿命の延伸・健康格差※の縮小、②個人の行動と健康状態の改善、③社会環境の質の向上、④ライフコースアプローチ※を踏まえた健康づくりの4つとする(次ページ国の次期プランの方向性(案))
- これまでの取り組みを評価し、健康課題等を踏まえたうえで、課題解決に向けた取り組みができる計画とする

※ライフコースアプローチとは…胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり

※ 健康格差とは…健康格差とは、地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差と定義される。自治体間での健康格差の実態を明らかにし、その縮小に向けた取組を強化する際の指標としては、様々なものが考えられるが、最も重要な指標は健康寿命である。

国の次期プランの方向性※内容のイメージ

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のために、以下に示す方向性で健康づくりを進める



みずなみ健康21(第3次)(案)計画の性格

- この計画は第7次瑞浪市総合計画を上位計画として、健康増進法(平成14年法律第104号)第8条第2項に規定する「市町村健康増進計画として位置づけ、市民の健康増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。
- この計画の策定にあたっては、国の「国民の健康の増進の総合的な推進をはかるための基本的な方針」(令和5年厚生労働省より告示予定)を参考にし、推進にあたっては、市民の健康の実現に関わる様々な分野別計画とも連携を図りながら、市民の健康づくりを推進します。

関連する計画(参考)

関係法令	県	市
健康増進法	第4次ヘルスプランぎふ21 (令和6年度～令和17年度)	みずなみ健康21(第3次)
高齢者の医療の確保に関する法律	第4期岐阜県医療費適正化計画 (令和6年度～令和11年度)	瑞浪市第四期特定健診等実施計画 (令和6年度～令和11年度)
がん対策基本法	第4次岐阜県がん対策推進計画 (令和6年度～令和11年度)	みずなみ健康21(第3次)
介護保険法	第9期岐阜県高齢者安心計画 (令和6年度～令和8年度)	第9期瑞浪市老人保健福祉計画・ 瑞浪市介護保険事業計画 (令和6年度～令和8年度)
歯科口腔保健の推進に関する法律	第4期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画 (令和6年度～令和11年度)	みずなみ健康21(第3次)
母子保健法	第4次岐阜県少子化対策基本計画 (令和2年度～令和6年度)	第6次瑞浪市母子保健計画 (令和5年度から令和9年度)
食育基本法	第4次岐阜県食育推進基本計画 (令和6年度～令和11年度)	みずなみ健康21(第3次)

みずなみ健康21(第3次)(案)計画の期間

- 本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。
 (国は、医療費適正計画:6年、医療計画:6年、介護保険事業(支援)計画:3年の計画期間と一致させる等の理由から、令和6年度から令和17年度までの12か年計画)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
みずなみ健康21			みずなみ健康21(第2次)				改定版			みずなみ健康21(第3次) 令和6年4月から令和12年3月まで						

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
瑞浪市第二期 特定健診等実施計画					瑞浪市第三期 特定健診等実施計画					瑞浪市第四期 特定健診等実施計画						

みずなみ健康21(第3次)(案)計画の対象

- 乳幼児から高齢者までを対象とし、健康課題に応じて目標を設定し、課題解決のための取り組みを進めていきます。